

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム規約

(名称)

第1条 本組織の名称は、再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォームとし、その英語表記 Co-creative Innovation platform for Renewable Energy の頭文字から呼称を CIREn (セイレン) とする。

(目的)

第2条 CIREn は、「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」の実現に向け、オープンイノベーションを基軸に、産学官連携による再生可能エネルギー等の研究開発や市場開拓等を進めることで、県内の関連産業創出を加速させ、SDGs の目標 4、7、8 及び 9 の達成に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 CIREn は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギー等関連産業の創出に資する情報や交流機会の提供
- (2) 研究開発の推進に関する事業
- (3) 産学官連携の推進に関する事業
- (4) 再生可能エネルギー等に関わる人材の育成に関する場及び機会の提供
- (5) 再生可能エネルギー等に関連する技術・製品等の市場開拓に関する事業
- (6) その他 CIREn の目的を達成するために必要な事業

(入会)

第4条 CIREn に入会を希望する者は、入会申込書を事務局に提出し、事務局の確認を受けなければならない。

(退会)

第5条 CIREn から会員が退会するときは、書面をもってその旨を届けなければならない。

(会員)

第6条 CIREn の会員は、第2条に定める目的に賛同して入会した、次の各号に掲げる企業、団体又は個人とする。なお、CIREn の会員として有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

- (1) 県内に主たる事務所若しくは事業所、又は研究開発拠点を置く企業及び団体
- (2) 前号に該当しない企業及び団体
- (3) その他 CIREn の目的に賛同する個人等

2 会員は、この CIREn の運営に関し、次の提案を行うことができる。

- (1) 研究分科会の設置、合併、分割及び廃止
- (2) 研究開発テーマ

- (3) 運営方針及び事業計画
- (4) その他 CIREn の運営の円滑化のために必要な事項

(除名)

第7条 会員が CIREn の目的に違反し、又はその名誉もしくは信用を著しく害した場合には、評議会の決定により会員を除名することができる。

2 会員が解散等により消滅した場合には、CIREn を退会したものとみなす。

(役員)

第8条 CIREn に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は国立大学法人佐賀大学理工学部長をもって充てる。
- 3 副会長は佐賀県産業労働部長及び第6条第1項第1号の会員のうちから会長が指名した者をもって充てる。
- 4 会長は、CIREn を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 会長及び副会長の任期は特に定めない。

(CIREn 体制)

第9条 CIREn に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議会

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) 本規約に関する事項
 - (4) その他 CIREn の運営に関する重要事項
- 2 総会は、原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会の議事は、会員の総数の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ず総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。
- 6 前項の表決又は代理人への表決の委任がない場合は、議長に一任したものとみなす。
- 7 緊急の必要がある場合は、会長は書面による賛否を求め、総会の議決に代えることができる。

(評議会)

第 11 条 評議会は、会員を代表し、CIREn の運営に必要な次の事項を行う。

(1) 研究分科会の設置、合併、分割及び廃止

(2) 研究支援事業の選定及び評価

(3) 運営方針案、活動計画の策定

(4) その他 CIREn の運営の円滑化のために必要な事項の検討

2 評議会は、委員 20 人以内で組織する。

3 委員は、会長が任命する。

4 評議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

5 委員長は、会務を総理し、評議会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 評議会は、委員長が招集する。

8 評議会の議長は、委員長が務める。

9 評議会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

10 やむを得ず評議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

11 緊急の必要がある場合は、委員長は書面による賛否を求め、評議会の議決に代えることができる。

12 評議会の庶務は、CIREn の事務局において処理する。

(研究分科会)

第 12 条 CIREn の活動として、一定の課題の下で専門的技術やアイデアを持ち寄り、市場分析や研究開発等に取り組むための研究分科会を設置することができる。

2 研究分科会は、会員のうち、研究分科会の活動に主体的に協力するものを構成員として組織し、オープンイノベーションを基軸に次の事項を行う。ただし、第 3 号のうち、知的財産に関する利害調整等が必要な場合は、クローズドイノベーションとする。

(1) 構成員のシーズ及びニーズの共有、分析及び評価

(2) 個別研究テーマの探索及び市場分析

(3) 研究開発及び実証研究の実施

(4) その他 CIREn の目的を達成するために必要な活動

3 研究分科会の活動内容は、適宜評議会へ報告しなければならない。

4 研究分科会には、座長 1 人及び副座長 1 人以上を置く。

5 座長は、評議会を選任する。

6 副座長は、研究分科会構成員の中から座長が指名するものとし、指名後は評議会に報告するものとする。

7 座長は、研究分科会の管理運営及び総合調整を行う。

8 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたとき又は事故のあるときは、座長の職務を代行する。

(会費)

第 13 条 会費の徴収は、行わない。なお、個別の活動に必要な経費（交通費等）は、会員自ら負担する。

(会計)

第 14 条 CIREn の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 15 条 CIREn の事務局は、佐賀県産業労働部新エネルギー産業課及び国立大学法人佐賀大学理工学部置く。

2 前項の事務局は、CIREn の運営に係る総務及び庶務全般の業務を行う。

(情報の取扱い)

第 16 条 CIREn の活動においては、秘密である旨明示された情報（以下「秘密情報」という。）を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し、当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の取扱い)

第 17 条 CIREn における研究分科会で得られた知的財産の取扱いについて定める場合には、研究分科会の座長及び関係する会員間での協議を踏まえ、評議会において決定する。

(その他)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、CIREn の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年 10 月 8 日から施行する。

2 プラットフォームの当初の会計年度は、第 14 条の規定に関わらず、施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。